別記様式第２号（第３条第１項関係）

（表　面）

第　　号

写真
縦　4.0cm
横　3.0cm

国勢調査員証

政府統計

氏　名

この者は、　　年国勢調査の国勢調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

総務省統計局長　印

（裏　面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3　この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
4　この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条　行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。

別記様式第２号（第３条第１項関係）

（表　面）

第　　号

(写真)

国勢調査員証

政府統計

氏　名

この者は，　　年国勢調査の国勢調査員であることを証明する。

任命期間　　年　月　日から
　　年　月　日まで

年　月　日

総務省統計局長　印

（裏　面）

注意事項

1　この調査の事務を行うときは，この証明書を携帯し，必要に応じてこれを提示しなければならない。
2　この証明書は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。
3　この証明書を紛失したとき，又は記載事項に変更が生じたときは，直ちに市町村長に届け出なければならない。
4　この証明書は，任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは，直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条　行政機関の長は，……基幹統計の作成のために必要な事項について，個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は，これを拒み，又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条　（前略）業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（中略）
二　第41条の規定に違反して，その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（後略）

＜国勢調査は，総務省統計局が，都道府県，市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列７番とする。